

自治基本条例に関するこれまでの検討経過について

1. これまでの経過

| 年月日 | 内 容 |
|------------------|--|
| H17 | 第二次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針 市民活動の促進と市民参加の場の拡充のための取組事項の一つとして「自治基本条例制定の検討」を記載 |
| H18.11～ H19.7 | 武蔵野市自治基本条例等に関する調査研究ワーキングチーム 「武蔵野市における市民参加の歴史を活かしたものであること」「市民参加の意識の高まりとともに、市民の熱意によって制定されるものであること」を忘れてはならないと記載 |
| H20.4 | 第四期長期計画・調整計画 「自治体運営の基本的なあり方を武蔵野市全体の合意事項として明文化し、市と市民、事業者などの共通ルールとして広く認識されるようにしておく必要がある。そのために自治体運営の基本的なルールの検討を行う。検討にあたっては、ルール化の意義・手法・内容などについて議論を尽し、行政、市議会、市民などが協働して、十分な合意形成ができるように努める」と記載 |
| H20.12 | 「分権時代の自治体運営の基本ルールを考えるシンポジウム」開催 |
| H22.1 | 「武蔵野市の市民自治の未来を考える～新しいパートナーシップのかたち～」、同じテーマで同年3月から3回連続講座、同年12月「これからの地域コミュニティを考える～市民の社会貢献と地域コミュニティ」を開催 |
| H24.3 | 地域コミュニティのあり方・自治のあり方をテーマにした「第五期長期計画紹介及びワークショップ」の開催 |
| H24.6.6 | 「武蔵野市自治体運営の基本ルール検討委員会」設置（庁内委員会） |
| H24.8.6 | 市議会代表者会議 「自治体運営の基本ルールの検討について」、議事機関である市議会との間に協議を行う場の設置を依頼 → 「協議の場」ではなく、懇談会と言う形で意見交換を行うことを確認 |
| H24.12.19 | 市議会代表者会議メンバーと懇談会 「自治体運営の基本ルール策定における方針（案）」について |
| H25.1.15 | 議会事務局長より、自治体運営の基本ルール策定における方針（案）に対する意見について、5会派から提出された意見の送付あり |
| H25.2.1 | 市議会代表者会議メンバーと懇談会（第2回） 方針（案）について会派からの意見に対する執行部の見解を説明 |
| H25.3 | 武蔵野市自治体運営の基本ルール検討委員会ワーキンググループ報告書作成 |
| H25.5.27 | 武蔵野市自治体運営に関する条例検討委員会設置（庁内委員会） |
| H25.7.3 | 議長・副議長と副市長との懇談 今後の進め方等について |
| H26.3.25 | 議長・副議長、議運正副委員長と副市長との懇談 今後の進め方について |
| H26.4 | 武蔵野市自治体運営に関する条例検討委員会ワーキングチーム視察報告書作成 |
| H26.10.2 | 市議会代表者会議メンバーと懇談会（第3回） 第2回（H25.2）からの経過と再度行政側の考え方を説明し意見交換 |
| H27.6.30 | 市議会代表者会議メンバーと懇談会（第4回） 市議会議員選挙があったことから、選挙後の新体制で議会側と改めて懇談の機会を設け、意見交換 |

| | |
|----------|---|
| H28.3.6 | 第五期長期計画・調整計画の関連で行ったワークショップ参加者を対象に「自治と連携によるまちづくり」をテーマにワークショップを開催 |
| H28.4.12 | 市議会代表者会議メンバーと懇談会（第5回） テーマを絞った話し合いを行うということで、主に条例の「前文」について議論 |
| H28.5.20 | 市議会代表者会議メンバーと懇談会（第6回） 「自治基本条例の必要性」について。条例を制定した場合のメリットや、想定される条例の内容等について議論 |
| H28.8.31 | 市議会代表者会議メンバーと懇談会（第7回） 「自治基本条例の目的及び基本理念・基本原則」について。市議会議員を含め、今後外部の委員を入れた委員会を立ち上げて具体的な検討を行っていきたい旨を議会側に改めて提案。 |

<参考>

総合計画における自治基本条例に関する記載内容

○第四期長期計画・調整計画

【行・財政】

1. 市民パートナーシップの積極的推進

(1) 協働ルールの確立に向けた取組

市民パートナーシップや協働の考え方に基づく市と市民、事業者などの役割分担のあり方、自治体運営の基本的なあり方の見直しは、分権・自治という時代の大きな変化を受けて要請されているものである。

そこで、自治体運営の基本的なあり方を武蔵野市全体の合意事項として明文化し、市と市民、事業者などの共通ルールとして広く認識されるようにしておく必要がある。そのために自治体運営の基本的なルールの検討を行う。

検討にあたっては、ルール化の意義・手法・内容などについて議論を尽くし、行政、市議会、市民などが協働して、十分な合意形成ができるように努める。

○第五期長期計画

【行・財政】

基本施策1 市政運営への市民参加と多様な主体間の柔軟な連携・協働の推進

(3) 市政運営等に関する将来像の共有化

地方自治法の抜本改正に関する検討が進められており、自治体の姿に変化が起こる可能性もあるため、市の基本構造等を検討していく。また、市民自治を原則とした市政運営を行っていくために必要な制度や手続き等のルール化を進めることで、自治体運営に関するルールの体系を構築し、本市が目指す自治のあり方を市民・市議会・行政で共有していく

○第五期長期計画・調整計画

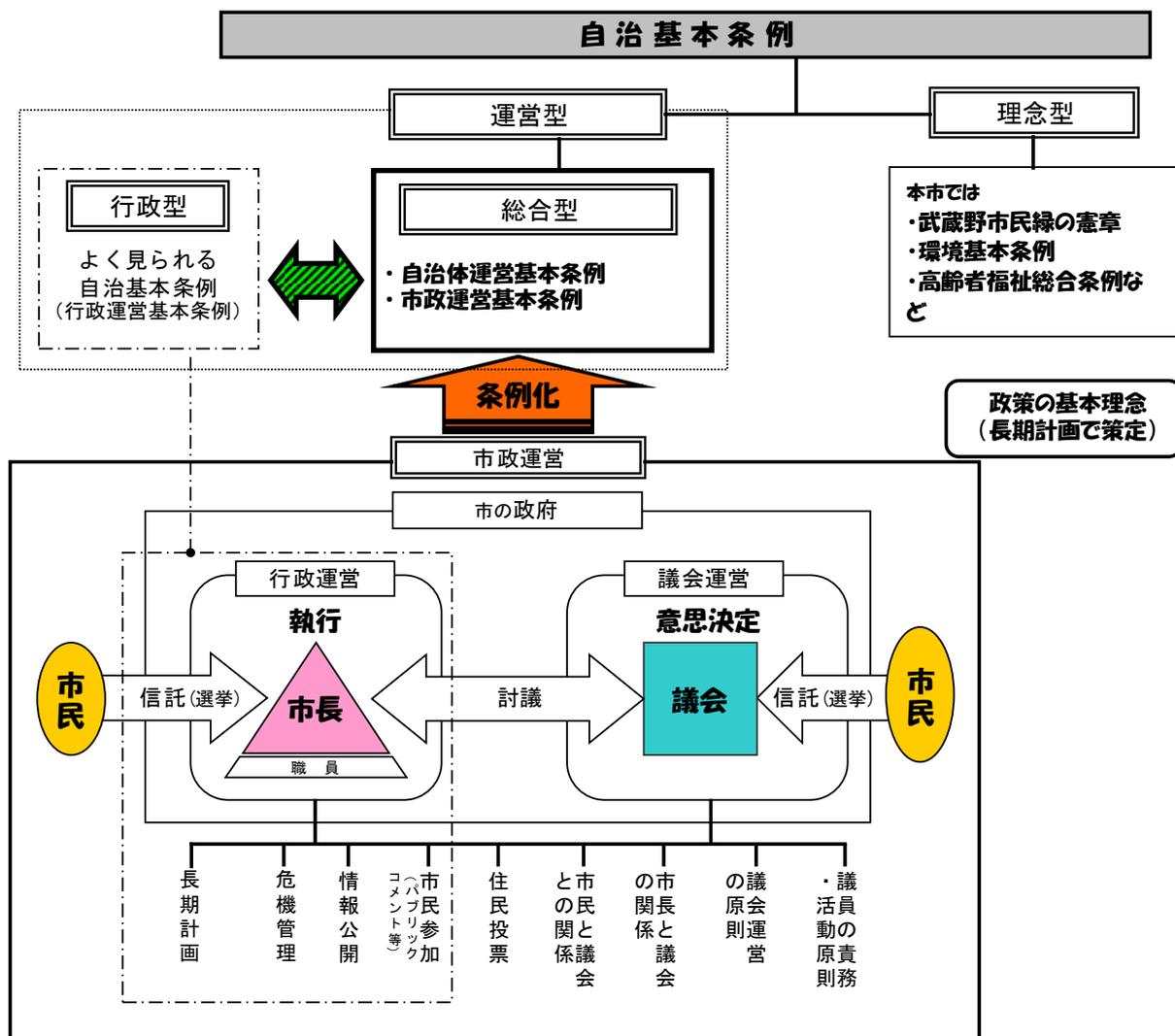
【行・財政】

基本施策1 市政運営への市民参加と多様な主体間の柔軟な連携・協働の推進

(3) 市政運営に関する基本的なルールの体系化

地方分権の推進により、地方自治体の判断と責任において、地域の実情に合った独自性のある市政運営を展開することがより重要となっている。

市民自治を原則とした市政運営を行っていくために、市民から信託された議会及び市長が果たす役割や責務についての基本的な考え方を整理し、市民参加の手法も体系的に整備していく必要がある。そのため、市民意識の醸成に努めるとともに、市議会とも協議を進めながら、市政運営の基本原則と根幹となるルールについて、条例化を含めて検討する。



条例の類型に関する用語説明

- ・理念型…自治体運営やまちづくりに関する基本的な考え方、理念を中心に定め、具体的な制度等に関する事項はあまり制定せず、主に理念的、抽象的な条文で構成されたもの
- ・運営型…自治体運営やまちづくりにおける具体的な制度や手続きを定めたもので、実効性を伴うもの
 - ・総合型…住民自治を基本原則に、市民・議会・執行機関の権利と責務、役割を位置付けた総合的な行政運営についての基本的事項を規定したもの
 - ・行政型…総合的な行政運営の基本的指針について示しているが、市民や議会の役割や責務に関する規定がなく、執行機関の役割と責務に関する規定に特化したもの